



**フォーラム**

各区区民会議では、フォーラムや写真展を開催し、区民のみならず活動内容や提案を紹介し、課題解決のための取組が広がるようさまざまな工夫をしています。



**広報**

各区区民会議では、「区民会議だより」や「区民会議ニュース」ホームページなどで区民のみならず活動内容や進捗状況、会議の開催日程などをお知らせしています。



**7区交流会**

各区の委員が交流し、区民のみならず区民会議を知ってもらうため、区民会議交流会を開催しています。



**傍聴**

区民会議は、誰でも傍聴できますので、会議の開催日程は、市政だよりや各区のホームページでお知らせしています。



**区民会議のあゆみ**

- 平成17年4月 川崎市自治基本条例施行（第22条に「区民会議」を規定）
- 平成17年7月～平成18年3月 各区において計行の区民会議を開催（各区3回開催）
- 平成18年4月 川崎市区民会議条例施行
- 平成18年～ 第1期区民会議「カスター」（任期2年）
- 平成20年～ 第2期区民会議
- 平成22年～ 第3期区民会議
- 平成24年～ 第4期区民会議

**お問い合わせ**

各区役所企画課	Tel	Fax	E-mail
川崎区役所	044-201-3267	044-201-3209	61kikaku@city.kawasaki.jp
幸区役所	044-556-6612	044-555-3130	63kikaku@city.kawasaki.jp
中原区役所	044-744-3149	044-744-3340	65kikaku@city.kawasaki.jp
高津区役所	044-861-3131	044-861-3103	67kikaku@city.kawasaki.jp
宮前区役所	044-856-3133	044-856-3119	69kikaku@city.kawasaki.jp
多摩区役所	044-935-3147	044-935-3391	71kikaku@city.kawasaki.jp
麻生区役所	044-965-5112	044-965-5200	73kikaku@city.kawasaki.jp

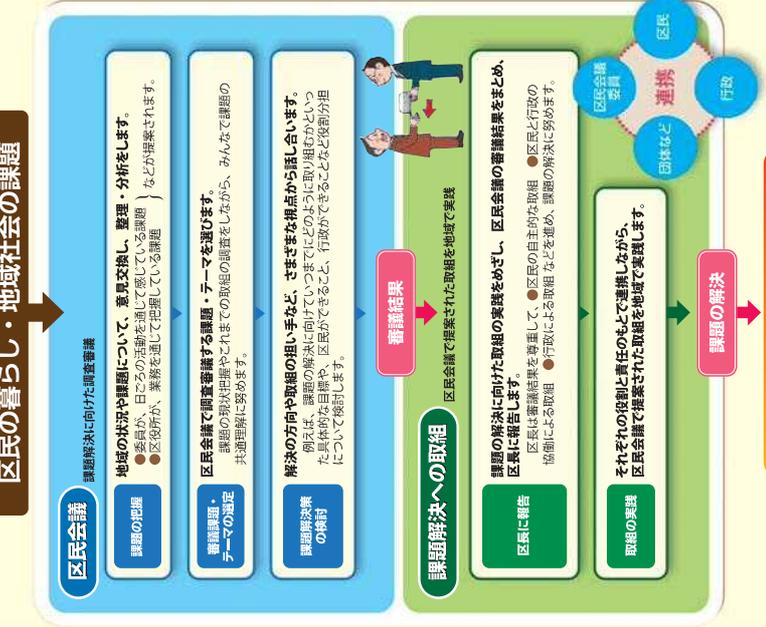
川崎市 区民会議 **検索**



2013（平成25）年3月発行  
**川崎市民・子ども高区政推進部区調整課**  
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 Tel 044(200)2258 Fax 044(200)3912  
 E-mail 25kusei@city.kawasaki.jp 川崎市ホームページ http://www.city.kawasaki.jp

区民会議の仕組み  
 区民会議の調査審議を経て出された提案はより暮らしやすい地域社会をめざして区内の関係団体などと連携しながら地域で実践されます

**区民の暮らし・地域社会の課題**



**暮らしやすい地域社会へ**



## 暮らしやすい地域社会をめざして 区民のみなが中心となって参加\*と協働\*により 地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議です

区民会議は、平成18年に施行された「川崎市議会条例」に基づいて設置されています。

**委員長と副委員長**  
委員長は、区民会議を代表し、会議を主持します。副委員長は、委員を輔佐します。(第5条、委員長及び副委員長)  
委員は、会議を組織し、議案を審議します。会議は委員の半数以上の出席しなければなりません。(第6条、会議)

### 区民会議の設置

区民会議の主な役割は、区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針や方策についての調査審議を行うことです。(第3条、所轄事務)

### 事務局

事務局は、区民会議の事務局として、事務局員を組織し、事務局員を輔佐します。(第4条、事務局)

### 委員

委員は、区民会議を代表し、会議を主持します。副委員長は、委員を輔佐します。(第5条、委員長及び副委員長)

### 区民会議

区民会議は、区民のみなが中心となって参加\*と協働\*により、地域社会の課題の解決を図るために調査審議をする会議です。委員は、会議を組織し、議案を審議します。会議は委員の半数以上の出席しなければなりません。(第6条、会議)

### 傍聴者

区民会議の開催に当たっては、区民のみなが自由に傍聴することができます。傍聴者は、会議の進行に支障を及ぼさない限り、自由に発言することができます。(第7条、傍聴)

### 利用の解説

\*1 区民：その区の区域内に住所を有する人、その区の区役所が、もしくは住居を有する人の区民であること。  
\*2 参加：市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的に関わり、行動すること。(同第3条第2号)  
\*3 協働：市民と市が、共通の目的を達成するために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立つて行うこと。(同第3条第3号)  
\*4 川崎市自治基本条例 第22条に「区民会議」を規定し、その設置及びその目的、組織、運営等について規定している。

## 各区の取組

## 区民会議の調査審議の状況と課題解決に向けた主な取組を紹介します

**第1~3期**  
第1期から第3期区民会議で話し合い、課題は、委員、区民、行政それぞれが役割のほどで進められ、また、課題の解決に向けた取組として進められています。

## 第4期

平成24年から第4期区民会議がスタートし、地域の発展に向けた課題の解決に向けて調査審議が進められています。  
※第4期区民会議(川崎) 5期区民会議は平成24年4月から、幸・多摩区・高津区・麻生区は7月からスタートしています。



**川崎区**

- 課題** 地域緑化・環境意識の向上、区の花「区の木」の制定・効果的な活用
- 取組** 区民40周年に制定された「区の花」の木の活用活用しながら、区民の環境意識の向上を図る。また、区民の環境意識の向上を図る。また、区民の環境意識の向上を図る。

**幸区**

- 課題** 地域におけるエコ・環境の推進
- 取組** イベントを活用したゴミの分別

**中原区**

- 課題** 地域における子育て支援体制づくり
- 取組** 子どもの健康づくりのために「ミミケロはっぴいダンス」制作

**高津区**

- 課題** 公園を活用したコミュニティづくり
- 取組** モデル公園における活用度の検討・実践

**宮前区**

- 課題** コミュニティへの参加を促す雑誌と情報誌
- 取組** 情報サポーター養成講座を実施、転入者向け情報誌「くるっとみやえ」を作成

**多摩区**

- 課題** こどもが外遊びを体験できる仕組み
- 取組** こどもの外遊びの推進

**麻生区**

- 課題** グリーンアップ「里山ボランティア」
- 取組** 貴重な「緑」の保全活動の推進

**川崎区**

- 課題** 子どもの健康を高める
- 取組** 区内の小学生に予防接種や歯磨き指導の推進

**幸区**

- 課題** 高齢者の健康を高める
- 取組** 高齢者の健康を高める

**中原区**

- 課題** 安全・安心のまちづくり
- 取組** 安全・安心のまちづくり

**高津区**

- 課題** 安心・安全のまちづくり
- 取組** 安心・安全のまちづくり

**宮前区**

- 課題** 公園を活用したコミュニティづくり
- 取組** 公園を活用したコミュニティづくり

**多摩区**

- 課題** こどもが外遊びを体験できる仕組み
- 取組** こどもの外遊びの推進

**麻生区**

- 課題** グリーンアップ「里山ボランティア」
- 取組** 貴重な「緑」の保全活動の推進

**川崎区**

- 課題** 子どもの健康を高める
- 取組** 区内の小学生に予防接種や歯磨き指導の推進

**幸区**

- 課題** 高齢者の健康を高める
- 取組** 高齢者の健康を高める

**中原区**

- 課題** 安全・安心のまちづくり
- 取組** 安全・安心のまちづくり

**高津区**

- 課題** 安心・安全のまちづくり
- 取組** 安心・安全のまちづくり

**宮前区**

- 課題** 公園を活用したコミュニティづくり
- 取組** 公園を活用したコミュニティづくり

**多摩区**

- 課題** こどもが外遊びを体験できる仕組み
- 取組** こどもの外遊びの推進

**麻生区**

- 課題** グリーンアップ「里山ボランティア」
- 取組** 貴重な「緑」の保全活動の推進

**川崎区**

- 課題** 子どもの健康を高める
- 取組** 区内の小学生に予防接種や歯磨き指導の推進

**幸区**

- 課題** 高齢者の健康を高める
- 取組** 高齢者の健康を高める

**中原区**

- 課題** 安全・安心のまちづくり
- 取組** 安全・安心のまちづくり

**高津区**

- 課題** 安心・安全のまちづくり
- 取組** 安心・安全のまちづくり

**宮前区**

- 課題** 公園を活用したコミュニティづくり
- 取組** 公園を活用したコミュニティづくり

**多摩区**

- 課題** こどもが外遊びを体験できる仕組み
- 取組** こどもの外遊びの推進

**麻生区**

- 課題** グリーンアップ「里山ボランティア」
- 取組** 貴重な「緑」の保全活動の推進